

# すさみ町一般不妊治療費助成事業のお知らせ



## ●対象となる方

法律上の婚姻をしているご夫婦であること。ご夫婦の双方又は一方がすさみ町に住民登録しており、かつ和歌山県内に1年以上住民登録している方で、各種医療保険の被保険者または被扶養者であること。他の市町村と重複申請をしていない方。

## ●対象となる治療

医療保険各法に規定する療養の給付が適用となる不妊治療及び不育治療  
医療保険適用外の不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く）及び不育治療

## ●助成内容

ご夫婦1組につき、治療に要した費用の自己負担額とし、1年度あたり3万円を限度に連続2年間まで助成します。

## ●申請先・提出書類

すさみ町役場環境保健課

①すさみ町一般不妊治療費助成申請書（①②は役場環境保健課で用意しています）

②一般不妊治療医療機関受診等証明書

③医療機関発行の一般不妊治療に要した費用に係る領収書

・上記以外に、認印（申請時に押印）・保険証（確認）・通帳など助成金振込み先が確認できるものが必要です。

●すさみ町に1年以上住民登録がない場合等、対象となる方の世帯状況及び1年以上和歌山県民であることを確認できる書類の提出が必要な場合があります。

●本申請の審査に必要な範囲で、住民票・前年度所得の確認をさせていただきます。  
（すさみ町では所得制限をなくしていますが、和歌山県一般不妊治療費助成事業申請の関係で所得状況を調べる必要があります）

●審査の結果、支給要件を満たしている場合は、すさみ町一般不妊治療費助成事業助成金交付決定通知書を交付し、指定されて口座に助成金を振り込みます。

## 【お問い合わせ先】

すさみ町役場環境保健課 保健師

TEL：55-4803（直通）